

令和5年度社会福祉法人指導監査実施計画

江津市社会福祉法人監査実施要綱第9条の規定に基づき、令和5年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ、適正な経営が行われているか、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- (2) 法人本部経費の適正な執行管理

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があることから、次の事項に関する指導監査を基本としながら、従前からの一般監査において特に指摘事項が多かった項目、また、これまでの特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

より効率的で効果的な実地監査を実施するため、事前に監査調書及び、監査調書の補足資料として、契約の状況等に関する調査資料を提出していただくこととする。

- (1) 組織運営関係
 - ① 定款及び諸規程の整備と運用
 - ② 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
 - ③ 監事監査機能の強化
- (2) 管理関係
 - ① 適切な人事管理・資産管理
 - ② 適正な会計処理
 - ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
 - ④ 役員等報酬等の支給状況の確認

3 指導監査の実施形態

指導監査の実施形態は、江津市社会福祉法人指導監査実施要綱第6条による実地監査とする。

4 指導監査の対象及び実施時期

指導監査の対象法人及び実施時期については、別に定める。

5 監査調書等

- (1) 指導監査を実施するにあたっては、対象法人よりあらかじめ次表に掲げる書類を提出していただき、監査調書により実地に監査することとする。

種 別	監 査 調 書
法人本部	社会福祉法人自主点検表（【法人運営編】、【会計管理編】）、 状況調査資料

- (2) 監査調書等の内容は別に定める。

6 その他

介護施設・事業所や障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設等に対して、災害発生時や感染症発生時における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促すこととする。

また、児童福祉施設に対して、安全計画の策定等を促すこととする。